

## **[事案 29-55] 解約取消請求**

・平成 30 年 1 月 12 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人から事実と反する説明を受けたことを理由に、保険契約の解約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 4 年 3 月に契約した定期保険について、募集人から、「保険料をこれから払い続けてもゼロ円になってしまう意味のない保険」であると言われたため、本契約を解約し、他の個人年金保険に加入しようとしたが、それは事実と反するものであったため、本解約を取り消してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 解約請求書に申立人の署名および捺印があり、解約の効果について申立人は理解していた。
- (2) 本契約の保障内容および解約返戻金の金額は設計書に記載されている。
- (3) 募集人から本契約は意味のない保険であるとの説明は行っておらず、募集人は、本契約を解約することによる不利益事項として保障がなくなることを説明している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、解約に至った経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、仮に募集人の説明が申立人の主張の内容であったとしても事実と反する説明とは言えず、本契約と個人年金保険のいずれが申立人にとって良いかは一概には判断できず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。